

○財務省告示第七十八号

中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対する関税率法第八条第五項に規定する調査開始の件（令和七年七月二十二日財務省告示第九十七号）で告示した関税率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項の調査について、同条第六項ただし書の規定により調査期間を延長することとしたので、不当廉売関税等に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第九条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年六月十九日

財務大臣 片山さつき

- 一 延長される調査の期間 四箇月
- 二 延長の理由 調査の透明性を確保しつつ、利害関係者から提出された証拠等の更なる検討を行うため
は一層の時日を要するため